

別紙 「本意見書に至る問題点の整理について」

目 次

1. 学校教育法第 11 条の改正について

- (1) 教員による児童生徒への懲戒について・・・・・・・・・・・・・2
 - (2) 教員の不適切な指導を契機として自死に至る「指導死」の判例について
 - ①大阪市立高等学校のバスケットボール部事件・・・・・・・・・・・・・3
 - ②龍野市立小学校の体罰・暴言事件・・・・・・・・・・・・・4
 - (3) 1994 年旧文部省通知「児童の権利に関する条約について」等について・・・・・・・・5
 - (4) 2008 年・2010 年・文部科学省通知「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」・・・・・・・・・・・・・5
 - (5) 生徒指導提要の「懲戒手続きの解説」について・・・・・・・・・・・・・6
 - (6) 高等学校の校則における「懲戒処分」の実態について
 - ①-1 懲戒処分規定等について・・・・・・・・・・・・・7
 - ①-2 広島県教育委員会の取組みについて・・・・・・・・・・・・・8
 - ①-3 特別指導における適正手続きの必要性についての裁判所の判断・・・・・・・・8
 - ② 懲戒処分等の状況について・・・・・・・・・・・・・9
 - (7) 児童生徒の出席停止について（学校教育法第 35 条・第 49 条）・・・・・・・・9
 - (8) こども基本法の成立について・・・・・・・・・・・・・10
 - (9) 「生徒指導提要」の生徒指導について
 - ① 教員の実際の生徒指導の問題について・・・・・・・・・・・・・11
 - ② 不適切な指導と考え得る例として・・・・・・・・・・・・・11
 - ③ 生徒指導の構造・・・・・・・・・・・・・11
 - (10) 「こども大綱」、「教育振興基本計画」で示された「不適切な指導の対策」について・・・・・・・・・・・・・12
 - (11) 児童虐待を防ぐための「親権者の懲戒権」を削除する民法の一部改正及びこども基本法を踏まえ「教員の懲戒権」を再考することについて
 - ① 民法の一部改正について・・・・・・・・・・・・・13
 - ② 「親と教師の懲戒権」について・・・・・・・・・・・・・13
 - ③ こども基本法の基本理念・教育振興基本計画の実施と学校教育について
 - i こども基本法第 3 条基本理念について・・・・・・・・・・・・・14
 - ii 「教育振興基本計画」について・・・・・・・・・・・・・15
- #### 2. 教員による児童生徒への暴言・体罰等暴力防止及び第三者による調査・検証に関する管理運営体制の確立について
- (1) 安全に教育を受ける権利について・・・・・・・・・・・・・15
 - (2) 学校保健安全法による「学校事故対応に関する指針」について・・・・・・・・16
 - (3) 第 3 次学校安全の推進に関する計画について・・・・・・・・・・・・・16
 - (4) 教員による児童生徒への暴言等の言動による不適切な指導（暴力行為）についての調査報告について・・・・・・・・・・・・・17
 - 【参考文献】・・・・・・・・・・・・・18

1. 学校教育法第 11 条の改正について

(1) 教員による児童生徒への懲戒について

学校教育法第 11 条において、校長・教員に（教育上必要があると認めるとき）認めている児童生徒に対する懲戒は、例えば、教員自身が地方公務員（地方公務員法第 29 条）としての身分関係において、公務員としてふさわしくない非行を行った場合の「懲戒」と比較すると、その性質の違いが良く分かる。

公務員の懲戒処分について橋本勇は、『公務員が国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務することをその本質的な内容とする勤務関係の見地において、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため、科される制裁であり（最高裁昭和 52 年 12 月 20 日判決・神戸税関事件）、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことによって、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分である。』と解説している（橋本勇『新版逐条地方公務員法』・576 頁・学陽書房・2023 年・参照）。

これに対し、学校教育法上の児童生徒の懲戒について鈴木勲は、『学校における教育目的を達成するために児童等に行われるものであるから、教育的配慮の下に行われるべきものであり、むしろ教育作用の一環としての性格を有していると考えるべきである。』（鈴木勲編著『逐条学校教育法』学陽書房・第 11 条の解説 107 頁参照）と解説している。

兼子仁は、この教育作用（活動）の一環としての教員による懲戒は、「生活指導のなかに教育専門的に位置づけられて児童生徒の人的成長と学習権を保障するように行なわれるのではなくてはならない。」と当該児童生徒に対する生活指導と一体となった教育的な措置（教育的懲戒）と言われ、生活指導は『児童生徒の学習権・人的成長発達権を保障していけるような指導助言活動でなくてはならない。』とまとめている（兼子仁『新版・教育法』有斐閣・432 頁参照）。

因みに、2022 年（令和 4 年）12 月の民法の一部改正により、削除された「親権者の懲戒権」の注釈書（『新版注釈民法（25）〔改訂版〕』有斐閣・108 頁参照）の解説では、「懲戒とは、親権者による子の監護教育上から見ての子の非行、過誤を矯正善導するために、その身体または精神に苦痛を与える制裁であり、一種の私的な懲罰手段である。」としている。

「懲戒」は「懲らしめ、戒める」、つまり制裁を加えてこりさせ、同様な、あやまちのないように注意をあたえることを意味する言葉であり、学校教育法第 11 条にある「教員の懲戒」という文言は、その内容と実態からしても適切なものではない。

そもそも憲法・教育基本法・児童の権利に関する条約・学校教育法上、学校教育の目的、教員の役割、使命・職責からしても、教員の児童生徒への懲戒が、学校組織の秩序維持のための児童生徒への制裁ではないことは明らかである。

加えて憲法第 13 条（幸福追求権）に基づき、児童生徒は「生命・身体を害されない権利」を享有しており、さらに児童の権利に関する条約第 28 条 2 項（教育への権利）「締約国は、学校の規律が子どもの人間の尊厳に適合する方

法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」(原文・school disciplineは「学校の懲戒」とも訳される。喜多明人他編『逐条解説・子どもの権利条約』日本評論社・174頁参照)との要請もある。

また、憲法第26条1項が保障する学習権「教育を受ける権利」には、児童生徒が「誰からも暴力を受けることない安全な教育を受ける権利」も含まれており、教員による暴力(体罰・性暴力・暴言等虐待)等の危険な学校教育を拒否する権利を児童生徒・親にあると解される(結城忠『学校教育と教育基本権』信山社・46～47頁参照)。つまり学校・教員には、児童生徒に対し安全な教育(暴力等の不適切な指導を行わないこと)を行う義務を負っていると考ええる。

これらのことを踏まえれば、生徒指導(生活指導)は、教員の教育作用の一環として行われている教育活動であることからして、生徒指導が教育本来の目的を逸脱して児童生徒を一方的に傷つける暴力(体罰・暴言等の虐待)の行使として、「単なる制裁・感情的な侮辱等」であってはならないことは言うまでもない。

しかし、実際には児童生徒の言動を教員の恣意的判断(自由裁量)により、教員単独で当該児童等を「事実上の懲戒」と称して指導している。即ち、教員は児童生徒に対し、教育的懲戒(事実上の懲戒)を施す者として支配的権能を有し、優越的地位にあるとの理解のもとに運用されている。

このように学校教育法上、懲戒という法的制度として位置づけながら、その実態は法治主義に反し、適正な手続きを踏まえず、児童生徒の権利を制限して、懲戒権の行使として許容範囲を明確化せず、教員個人の恣意的な判断(自由裁量)に任せ、教育に必要な範囲を超えた生徒指導も「事実行為としての懲戒」と称し、これを行うことを許している。このような「教員の懲戒権」制度が運用されていること自体が、不適切な指導の要因となっており、「こどもの人権擁護の立場」から問題であると考ええる。

(2) 教員の不適切な指導を契機として自死に至る「指導死」の判例について

- ① 小中学校や高校等の児童生徒が教員の指導を契機として自殺に至ったとされるいわゆる「指導死」に当たる事件についての裁判所の判断をみると、例えば、大阪市立高等学校のバスケットボール部で起きた顧問教諭から継続的な暴行(体罰)や威迫的言動等の行為を伴う指導を受けていた生徒が自殺した事件の民事訴訟の判決(東京地方裁判所・平成28年2月24日判決・判例時報2320号71～102頁)がある。

裁判官の判断は(二争点一(補助参加人の本件生徒に対する有形力の行使や言動等の行為の不法行為該当性)について)「ウ 以上のおり、上記(1)アの(ア)、(イ)及び(エ)から(ク)までの行為は、これらの暴行や威迫的言動等の一連の行為が相まって一体化し、その全体が教育上の指導として法的に許容される範囲を著しく逸脱し、少なくとも本件生徒の身体や人格的利益等を侵害するものとして、不法行為上違法と評価されるものというべきである。(91頁)」とし、「ウ 以上によれば、本件生徒の自殺は、本件生徒が補助参加人(顧問教諭)による本件暴行等によって強い心理的打撃や屈辱感等を受けて著しい

精神的苦痛を被り、これにより強い不安や恐怖及び苦悩や混乱に陥り、何を言ってもいかに努力してもこれを回復する手立てがなく、かえって更に暴行の強度や威迫的言動等の態様が激化して更なる身体的、心理的な受傷を甘受し続けるほかないという絶望感と心理的窮境に追い込まれ、精神的に追い込まれたことを原因として惹起されたものとみるのが相当であり、補助参加人による本件暴行等がなければ本件生徒が自殺にいたることはなかったともいえることは明らかであって、補助参加人による本件暴行等と本件生徒の自殺との間に条件関係が優に認められるものというべきである。(92～93 頁)」と認めている。

(3)小括として「以上のとおり、補助参加人の本件暴行等と本件生徒の自殺との間には条件関係が認められ、本件生徒を指導する教員であった補助参加人(顧問教員)において、本件暴行等によって本件生徒が精神的に追い詰められて自殺に至る危険があることについて教員として予見するべきであり現に予見し得たものと認められる以上、補助参加人の本件暴行等と本件生徒の自殺との間には相当因果関係が認められるものというべきである。(99 頁)」と認定している。

- ② また小学校の児童が担任教諭から暴行を受け、それが原因で自殺したとして、暴行と自殺の相当因果関係を初めて認めた民事訴訟(神戸地方裁判所姫路支部・平成12年1月31日判決・判例時報1713号84～92頁)の判決がある。

裁判官の判断は(2責任原因の存否についての判断)「(一)本件殴打行為が暴行に当たることは明らかであって、上垣教諭の右所為は、職務を行うについてした違法行為であるというべきであるから、被告龍野市は、国家賠償1条1項に基づき、上垣教諭の右所為により原告らの被った損害を賠償するべき義務がある。(88頁)」と認めるが、「なお、被告は、上垣教諭の右所為は懲戒権の行使(教育的指導)であると主張し、・・・9月9日の放課後に一郎が質問したのは同日の第3時限目に同教諭のした説明を聞いていなかったためと判断し、懲戒行為に及んだというのである。しかし、前記認容のとおり、上垣教諭は、児童にポスターの描き方について話しかけられるや、一郎に対し第三時限目における指導、説明を思い出させるとか、説明済みであるあることを説諭するなどせず、大声で怒号しながらいきなり殴りかかっているのであって、右の言動からすると、本件殴打行為は、上垣教諭が一郎の言動に激昂し、感情のはけ口を求めてしたものであると認めることができる。したがって、本件殴打行為を目して懲戒権の行使(教育的指導)と評価することはできず、単なる暴力であったといわざるを得ない。(88～89頁)」と認定している。

また、(3相当因果関係の有無についての判断・(五)上垣教諭が現に認識していた事情)「よって、一郎の自殺による死亡と本件殴打行為との間には相当因果関係があるというべきである。そして、本件殴打行為と一郎の自殺との間に相当因果関係の認められることを前提に、上垣教諭において一郎の精神的衝撃を緩和する努力をしておれば、一郎の自殺を防止することができた蓋然性の高いことにかんがみれば、前記の安全配慮義務違反と一郎の自殺による死亡との間にも相当因果関係があるというべきである。(91頁)」と認定している。

(3) 1994 年・旧文部省通知「児童の権利に関する条約について」等について

校長・教員の懲戒手続きの運用については、旧・文部省が 1994 年（平成 6 年）の「児童の権利に関する条約」の批准に合わせて、重要な基本通知（1994 年 5 月 20 日付・文部次官通知「児童の権利に関する条約について」）を各教育委員会に出されているが、現在、忘れ去られ顧みられていない。

同通知では、「本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについては広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。この点、学校においては、本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切であること。」の基本的な認識を示している。具体的には、教育に関する主な留意事項として、8 項目が挙げられている。これを各教育委員会は、管下の学校に対し、趣旨の徹底を図るように取組むことを求めている。

その中で、懲戒について重要な見解が示されている。

「6. 学校における退学、停学及び訓告の懲戒処分は真に教育的配慮をもって慎重かつ的確に行われなければならない、その際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聴く機会を持つなど児童生徒等の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つものとなるよう配慮すること。また、学校教育法第 26 条（現在・第 35 条）の出席停止の措置を適用する際には、当該児童生徒や保護者の意見をよく機会を持つことに配慮すること。」として、同条約の 12 条 1 項の子どもの意見表明権と同条 2 項の聴聞権に配慮したものとなっている。

児童生徒の権利に配慮しながら懲戒処分（その対象は、校長が行う法的効果を伴う懲戒のみならず、教員の事実行為としての懲戒（生徒指導）も含むと考える。）は、児童生徒から事情や意見をよく聴き個々の状況に十分に配慮するなどの適正な手続きに従って、「その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つもの」として行われなければならないとしている。

【意見を表明する権利】

児童の権利に関する条約

第 12 条 1 項「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」

同条 2 項「このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則に合致する方法により直接又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」

(4) 2008 年・2010 年・文部科学省通知「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」

その後も、文部科学省は、上記通知の同趣旨から、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」（2008 年（平成 20 年）3 月 10 日・19 初児生

第 37 号（通知）等を地方教育委員会等へ発出し、更に再度、同趣旨の 2010 年（平成 22 年）2 月 1 日（21 初児生第 30 号・通知）を発出して、各学校に趣旨の徹底を求めている。

1, 高等学校における取組について

(1)指導の透明性・公平性を確保し、学校全体としての一貫した指導を進める観点から、生徒への懲戒に関する内容及び運用に関する基準について、あらかじめ明確化し、これを生徒や保護者等に周知すること。

(2)省略

(3)懲戒に関する基準等に基づく懲戒・指導等の実施に当たっては、その必要性を判断の上、十分な事実関係の調査、保護者を含めた必要な連絡や指導など、適正な手続きを経ること。

2, 高等学校を所管する教育委員会における取組について

(1)各学校における懲戒に関する基準等に基づく懲戒・指導等の実施が、社会通念上妥当性を欠くものとならないようにするため、事実行為としての懲戒の意義の理解とその適正な運用を含め、参考事例等の情報を積極的に提供し、留意点等を示すことにより、これらの適正な運用のための条件整備等を一層推進すること。

(2)省略

(5) 生徒指導提要の「懲戒手続きの解説」について

2010 年（平成 22 年）3 月に発行された文部科学省の「旧版・生徒指導提要の第 2 節 懲戒と体罰（194 頁）3 懲戒の手続」において、「懲戒の手続きについて法令上の規定はありませんが、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、児童生徒への懲戒に関する基準についてあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、家庭等の理解と協力を得るように努めることが重要です。そのため、具体的な手続きについて教育委員会規則で定め、さらに詳細な手続を学校における内規などの形で定められている場合がありますので、学校では、これらの既に定められた規則等の要件を踏まえ、懲戒を行うかどうかを判断し、適正な手続きを経るように努める必要があります。」と解説している。

しかし、この旧版を 2022 年（令和 4 年）12 月に改訂した生徒指導提要では、「第 3 章・チーム学校による生徒指導体制・3.6. 2 懲戒と体罰、不適切な指導（103 頁）」において、「懲戒は、学校教育法第 11 条に規定されていますが、その手続きについても法令上の規定はありません。しかし、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、学校は懲戒に関する基準をあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、理解と協力を得るように努めることが求められます。」と簡単に説明するのみで、旧版にあった懲戒手続き上の子どもの権利擁護に必要な適正手続きの説明を削除しており、文部科学省の発した上記(3)・(4)の通知の趣旨に反してしる考える。

(6) 高等学校の校則における「懲戒処分」の実態について

① 懲戒処分規定等について

しかしながら、上記(3)・(4)の文部科学省の通知等があっても、実際の学校現場においては、適正手続きを踏まえた「こどもの人権保障」よりも「高校現場の生徒指導上の慣例」を優先させることが常態化し、このような通知等の趣旨は疎かに扱われ、適正な運用のための条件整備等も取組みが不十分で整備が進んでいない。

例えば千葉県においては、千葉県教育委員会の HP（2025 年 5 月現在）に掲載された千葉県立高等学校 119 校のうち、「校則（懲戒処分規定）」の公開状況（各学校 HP に掲載されたもの）を見ると、「法的懲戒」を定めた「校則」の掲載は、16 校（13%）に過ぎない（但し、生徒が所持する生徒手帳に掲載されている場合もあるが）。「法的懲戒」については、「校則」の賞罰の章において、懲戒処分の種別（訓告・停学・退学）を表示するだけである。

残りの大多数の 103 校（87%）は、生徒が学校生活で守るべき制服規定等の基準としてまとめた「生徒心得（生徒指導規程）」が掲載されている。

しかも高校が慣例として行っている「事実上の懲戒」の規準を決めた「生徒指導（特別指導）規定」すら、その掲載も 27 校（23%）に過ぎないので、多くの生徒・保護者には、高校においてなされている「特別指導」と称する懲戒制度の実態を知ることはない。

高等学校における「校長の法的懲戒」「事実上の懲戒」の実態は、その根拠となる「懲戒（特別指導）規定」を非公開資料とし、生徒本人や保護者には知らせず、教職員だけが知っている内規の扱いで、高校の内部資料として運用しており、生徒も保護者も、生徒自身がその処分対象になったとき、はじめて懲戒制度と対峙することになる。

例えば、A 高校の「生徒指導内規」（特別指導における申し合わせ事項で、非公開）では、生徒・保護者に対し、特別指導の内容そのものについて事前告知もなく、生徒の弁明の機会等の規定もなく、校長の裁量で、処分の検討結果として、一方的に特別指導の処分を生徒に申し渡している。

その実態は、「法的な懲戒処分」や、特別指導といわれる「事実上の懲戒処分」の規準も、事前に生徒・保護者には知られること（公開）もなく、また生徒の弁明の機会等の適正手続きの保障もないまま、「自宅謹慎（学校謹慎という別室指導を含む）」等という法的根拠もない学校の慣習上の一方的な処分（申し渡し）が行われているが、実質的には、法的な懲戒としての「停学」の機能を果たしている。同様に法的懲戒処分としての「退学」でなく、「自主退学」を促す「退学勧奨」も行っている。

例えば、B 高校の保護者への文書「生徒指導規程に関する指導内容について（お知らせ）」では、『本校では、懲戒処分の「停学」「訓告」について、生徒および保護者等が、同処分にいたる行為の問題性を十分に理解し、学校の指導方針に従い改善が見込まれる場合において、教育上懲戒処分と同等の指導効果を得ることが出来ると校長が判断した時は、懲戒処分を特別指導（自宅謹慎指導、学校内別室謹慎指導、校長注意、その他の指導）に替えて指導しています。』

と説明していることから、学校現場では「法的懲戒」ではなく、「特別指導（事実上の懲戒）」によって、生徒指導が成り立っていると考える。

①-2 広島県教育委員会の取組みについて

このような高校現場の「生徒指導（懲戒手続き）」のあり方は、千葉県だけではなく、例えば広島県でも同様な運用が行われていたが、広島県教育委員会は、改善に取り組んでいる。

「1 広島県では、生徒が起こした問題行動で懲戒に相当する事案において、ほとんどの場合、正式な処分によることなく、停学については家庭反省、退学については自主退学等といった措置がとられる傾向があった。2 しかし、懲戒と措置の区分はあいまいであり、特に、①特別な指導や自主退学勧告等は、どのような考え方で行うべきか、②これらをどのような手順で行うべきか、については、県教育委員会としてこれまで、整理が不十分な面もあった。このようなことから、各学校では、直感的、感覚的な判断をせざるを得ない場合が少なからずあった。3（省略）。4 県教育委員会としては、この度、特別な指導や自主退学勧告等の問題について不適切な対応を未然に防止するため、ひとつのモデルを示す。」（平成 16 年 10 月・生徒指導資料No.25（改訂版）「高等学校における問題行動への対応について」（第 1 広島県の問題行動に係る対応の問題点）参照）としている。

これまでの各学校の曖昧な判断による特別指導のあり方の反省のもと、適正手続きを踏まえた「特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）の手順・対応モデル」や「懲戒による停学・退学の手順・対応等モデル」を示している。

①-3 特別指導における適正手続きの必要性についての裁判所の判断

広島地方裁判所令和 5 年（ワ）第 545 号損害賠償請求事件（原告・広島市立高校の元生徒、被告・広島市）の令和 7 年 5 月 27 日判決。

【事件の概要・校長が、元高校生の保護者に対し行った「明日から生徒を学校に来させないでほしい」旨の「告知」（家庭反省指導）は、適正な手続きによらない違法な退学処分又は無期限の停学処分等に当たり、これをより転校を余儀なくされたなどと主張して、高校の設置者である被告広島市に損害賠償等を請求した事件。】

判決は、被告の広島市に対し、前項（①-2）の「広島県教育委員会の特別指導モデル」を引用した以下の理由等により、原告の元高校生の請求を一部認め、20 万円の損害賠償金の支払いを命じている。

「以上のような家庭反省指導の意義やその前提に鑑みると、家庭反省指導については、①生徒の教育を受ける機会を相当程度制限することに見合う適正な手順・対応が求められるほか、②事実上強制の停学措置やこれを伴う自主退学勧告と受け止められないように十分に配慮して行う必要があるというべきであって、このことは、本件県教委資料等、複数の都道府県単位の教育委員会において家庭反省指導に関しては指導期間や指導の際の手順等が詳細に定められ、現に、被告高校の内規においても、家庭反省指導は保護者の理解を得た上で実施し、生徒及び保護者に対する家庭での反省指導を指示するに至った経緯

及び理由の説明、弁明の機会の付与、指導期間の設定及び明示等の手続を履践することとされていることから裏付けられていることができる。そして、上記のような適正な手順・対応ないし配慮を著しく欠くような態様で家庭反省指導がされた場合には、対象となる生徒の教育を受ける機会を不当に制限するとともにその学校内の地位を著しく不安定にすることになることからすると、上記のような場合においては、当該家庭反省指導について、教育指導上の裁量権の範囲を逸脱ないし濫用するものとして、国家賠償法上違法となる場合があるというべきである。」(2争点1(本件告知の違法性)について、15頁参照)と認定している。

② 懲戒処分等状況について

例えば、「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(令和7年10月29日文部科学省初等中等教育局児童生徒課)によれば、1, 暴力行為の発生件数・高等学校では5,823件(前年度5,361件)((3)調査結果の要旨・1, 暴力行為の状況・2頁参照)起きており、このうち学校が退学・停学等の措置をとった件数を3,369件(前年度3,034件)(同要旨・(3)・2頁参照)、としている。

しかし、その内訳を詳しく見ると(1暴力行為(3)加害児童生徒への特別な対応・13~14頁参照)、学校教育法施行規則第26条2項に基づく法的懲戒は、1,374件(前年度1,220件)(⑤懲戒退学44件(前年度24件)、⑦停学1,027件(前年度937件)、⑩訓告303件(前年度259件))40.7%(前年度40%)に過ぎず、残りの59.2%(前年度60%)の1,995件(前年度1,814件)は「特別指導という事実上の懲戒」(⑥その他の退学・転学351件(前年度335件)、(9)自宅学習・自宅謹慎1,644件(前年度1,479件))となっている。

このような文科省の全国的な調査結果でも、上記①・①-2で述べた千葉県等の公立高校での「特別指導」の実態と一致するものである。高校の現場では、法的懲戒よりも事実上の懲戒(特別指導)が優先されているが、その手続きについては上記(3)・(4)の文科省通知の趣旨からも、こどもの権利擁護の立場から、多くの問題があると考ええる。

つまり、実際の高校においては、校長の法的懲戒権の行使を回避しながら、適正手続きを踏まえず(こどもの権利擁護を尊重しない)、「高校の生徒指導上の慣例」を優先させることが常態化し、機能している生徒指導(懲戒手続き)のあり方を見れば、そもそも「校長の法的懲戒」そのものが、今も必要なものか疑問であり、「教員の懲戒権」のみならず「校長の懲戒権」も問題点を整理して検討する時期であると考ええる。

(7) 児童生徒の出席停止について(学校教育法第35条・第49条)

出席停止の制度は、「本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。」と説明されている(平成13年11月6日・13文科初725号・通知)。

出席停止は、当該児童生徒が性行不良で、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるとき、当該児童生徒の学習権を制限する措置である。当該児童生徒ではなくその保護者に対し、校長ではなく市町村教育委員が、当該児童生徒の学習権の保障及び適正手続きを保障した上で、出席停止を命じるものである。

◎学校教育法第 35 条 2 項「出席停止を命じる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。」

同 3 項「・・・出席停止の命令の手續に關し必要な事項は、教育委員會規則で定めるとする。」

同 4 項「市町村の教育委員會は、出席停止の命令に係わる児童の出席停止の機關における學習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。」

このような学校教育法で定めた出席停止の手續きを見ると、その目的は「本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である」と上記平成 13 年 11 月 6 日の通知で解説しているが、実質的には義務教育の児童生徒には実施できない法的な懲戒としての「停学」と同様な効果をもたらしている。

しかしながら実際には、直近の統計資料（令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について・令和 7 年 10 月 29 日文科省児童生徒課・参照）では、全国の小中学校で行われた出席停止の措置件数が 12 件（前年度 12 件）（小学校 0 件（前年度 3 件）・中学校 12 件（前年度 9 件））となっている。ピーク時の平成 11 年度（1999 年度）でも、84 件（小学校 0 件・中学校 84 件）があったが、令和元年度（2019 年度）から 4 年度までは一桁の件数（小中学校の合計で 3 件～5 件）に減少して推移している。

これは「他の児童・生徒の教育への妨げを除去するために出席停止まで必要な場合は限られており、特に児童や年少の生徒については事実上の懲戒によって十分に抑止が可能であること」（坂田仰著「四訂版・学校と法（放送大学教材）」放送大学教育振興会・175 頁参照）等の解説もあるように、現状はその必要性が低くなっていると考えられるのか、またそれ以上に、この手續きが問題行動を起した当該児童生徒の権利保障のために、適正手續きを前提としていることから、出席停止の手續きをとること自体が教育委員会には負担を感じる重い制度であり、これを回避させる要因となっていると思われる。

(8) こども基本法の成立について

このような学校の現場ではあるが、2022 年（令和 4 年）6 月、こどもの権利を位置づけた「こども基本法」が成立し、2023 年（令和 5 年）4 月から施行されことを受けて、我が国の「こども施策」が大転換しているにも拘らず、児童生徒への懲戒制度は、これを適切に反映されておらず、その実態は教員等の「こどもの基本的人権を尊重する人権意識」と「コンプライアンス精神」が欠如したままの旧態依然の状況にある。

こども基本法第9条により、こども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が策定され、また教育基本法第17条1項により、教育の振興に関する施策についての基本方針として、「こども基本法」を踏まえ2023年6月「第4期・教育振興基本計画」が閣議決定されている。

これらの政策により我が国のこども施策が、「憲法と児童の権利に関する条約及びこども基本法」の理念にのっとり、こども一人ひとりの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活がおくることができる社会の実現を目指して、社会全体として取り組むことの国・地方自治体等の責務（こども基本法第4条・第5条）を明確にしている。

(9) 「生徒指導提要」の生徒指導について

①教員の実際の生徒指導の問題について

2010年（平成22年）以来12年ぶりの2023年（令和4年）12月に、児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、生徒指導提要の改訂がなされ、改訂版の「生徒指導提要」においてはじめて、「教員による児童生徒への不適切な指導の事例」を掲載し、「深刻な不適切指導の事例を複数挙げざるを得ない状況にある」と説明せざる得ないことから、事態の深刻さが伺える。

②不適切な指導と考え得る例として（生徒指導提要（改訂版）3.6.2・懲戒と体罰、不適切な指導・105頁参照）

「○大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。○児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。○組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。○殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。○児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。○他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。○指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。」等が挙げられている。

これらの事例に続く解説では、このような教員による児童生徒への不適切な指導・暴言の結果、「児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながることを説明しており、さらに「教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります。」とまとめている。

③生徒指導の構造（生徒指導提要1.2生徒指導の構造・1.2.1 2軸3種4層、17～23頁参照）

生徒指導の構造を、2軸（児童生徒の課題への対応の時間軸では、①常態的・先行的（プロアクティブ）、②即応的・継続的（リアクティブ））、3種

(①発達支持的生徒指導、②課題予防的生徒指導、③困難課題的生徒指導)、4 層 (1 層「発達支持的生徒指導」、2 層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、3 層・一部の児童生徒を対象とした「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、4 層・特定の生徒を対象とした「困難課題対応的生徒指導」)等の「生徒指導の重層的支援構造」に分類して解説している。

その中でも「発達支持的生徒指導」を【全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤になるもの】で【児童生徒に向き合う際の基本的立ち位置を示しています。】としている。【教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける】ことが、その役割であると説明している。

この説明は、生徒指導提要の基本となる「生徒指導の定義」として、【生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。】との考え方と同一のものであり、このように「生徒指導における教職員の役割」からして、適切な児童生徒理解を踏まえた「発達支持的生徒指導」が生徒指導の基盤となるものであれば、上記に述べた「不適切な指導」が起きるはずもないと考える。

(10) 「こども大綱」、「教育振興基本計画」で示された「不適切な指導の対策」について

「こども大綱」、「教育振興基本計画」では、以下のとおり、「研修や相談体制の整備、根絶に向けた取組の強化」を掲げている。しかし、このような対策では、これまでの取組を振り返れば、自明と言える。

「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日）

「体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。」（２ライフステージ別の重要事項(2)学童期・思春期（体罰や不適切な指導の防止）30 頁参照）

「教育振興基本計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

「・体罰は学校教育法で禁止しており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進する」（目標 2 豊かな心の育成【基本施策】○いじめ等の対応、人権教育の推進・41 頁参照）

(11) 児童虐待を防ぐための「親権者の懲戒権」を削除する民法の一部改正及びこども基本法を踏まえ「教員の懲戒権」を再考することについて

① 民法の一部改正について

児童虐待事件において、「親権者の懲戒権」が児童虐待行為を「しつけ」と称し正当化する役割となっていたことを踏まえ、児童虐待の防止という目的の観点（児童福祉の視点）から、その条項（民法 822 条）について長年論議されてきた。国会で 2022 年（令和 4 年）12 月 10 日、民法・第 2 節・親権の効力（懲戒）「第 822 条」等の条文の整備を含む「民法等の一部を改正する法律案」が可決・成立した。

旧・822 条では、親権者の子どもの利益のための監護・教育権を踏まえ、親権者が必要と思う範囲で、子どもを「懲戒」する権利を保障していたが、その基準の曖昧さ（親権者の自由裁量）故に、児童虐待（マルトリートメント・虐待死）に当たるような行為も「しつけ」と称して、これを正当化（支配）する根拠となっていた。既に諸外国で「児童福祉の視点（親権者に課された「子どもの最善の例益」を保障する義務）」からこの矛盾を解消するために、「親権者の懲戒権」を認めず削除する法改正を行った経緯も含め、今回の改正に繋がっている。

【改正前】

- （監護及び教育の権利義務）第 820 条「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」
- ◎（懲戒）第 822 条「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」

【改正後】

- （監護及び教育の権利義務）第 820 条・（現文のまま）
- ◎（子の人格の尊重等）第 821 条「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」（新設）
- ✕（懲戒）第 822 条・（削除）

このような経緯と構造は、学校教育法第 11 条の「教員の懲戒権」を根拠として、教員が児童生徒へ行っている懲戒（「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」）が、その指導基準（規範）の曖昧さ（教員の自由裁量・適正な手続きの保障の欠如）故に、パワーハラスメント・児童虐待等に当たる「暴言等の不適切な指導」を「懲戒」と称して正当化（児童生徒を支配）し、児童生徒を不登校・自死に追い込んでいる関係性と多くの点で酷似していると言わざるを得ない。

② 「親と教師の懲戒権」について

「親と教師の懲戒権」の法律上の問題については、半世紀前（1975 年 3 月）の日本教育法学会における利谷信義の報告が参考になる。問題点を的確に指摘

しているので該当箇所を引用する（日本教育法学会年報第4号「親と教師の懲戒権」・192頁参照）。

「第二は、懲戒が、懲戒権という法律上の権利として現行法上認められているという問題である。その法律上の効果の一つの側面は、通常人ならば刑法によって罰せられ、あるいは民事上の責任を負わなければならないばあいも、親や教師はそれを免れるということである。たとえば、通常人ならば、暴行罪、逮捕監禁罪、脅迫罪・・・などに問われる行為も、親や教師ならば、刑法第35条が「法令又ハ正當ノ業務ニ因リ為シタル行為ハ之ヲ罰セス」と規定するために罪に問われない。また通常人ならば、民事上不法行為として損害賠償責任を負うべきばあいでも、親や教師のばあいはそうはならない。もっともその行為が、親のばあいは監護・教育に必要な範囲、教師のばあいは教育上必要な範囲をこえるならば、刑法上・民事上の責任（親権剥奪をふくむ）を負うべきこととなる。そこで問題は、百歩ゆずって懲戒の有効性をみとめたとしても、これを懲戒権として法律上保障する必要があるのか、ということである。監護し教育のあるべき姿からすれば、そもそも親や教師が懲戒権で守られることを要しない。さらに、法的効果の面でも、監護・教育の過程において真にその必要から行われた行為は、懲戒権が法的に認められていなくても、そもそも刑法や民法の構成要件に該当しないであろうから、刑事上民事上の責任を問われるはずはない。とすれば、法律上懲戒権を認めることは、第一の問題点である懲戒の性格・内容と関連し、したがってまた、それによって追求される監護・教育の内容にも問題があるという疑いを起こさせる。言いかえれば、監護・教育の必要と言いながら、実は抑圧、支配の手段としての懲戒行為を可能とするものではないかということである。そうであればこそ、監護・教育の必要から言えば規定を要しないはずの懲戒権を、現行法上認めたのではなかったのか。」

このように半世紀前から親と教師の懲戒権の問題性（親・教師の懲戒権は、その目的が監護・教育の必要性と言いながら、実際はこどもへの抑圧・支配の役割を果たしているのではないか）は指摘されている。この意味からも既に「親の懲戒権」は、民法を改正して削除されている。

③ こども基本法第3条の基本理念の実施と学校教育法について

i, 「児童福祉の視点」から民法第822条「親権者の懲戒権」規定を削除し、新設の民法第821条で「子どもの権利」が保障されたように、教員が「事実上の懲戒」と称して行っている暴言等の不適切な指導の対策として、こども基本法の基本理念（第3条1項～4項）で定めた子どもの権利を学校教育法においても保障するためには、「校長・教員の懲戒権」規定を削除し、「児童生徒等の権利の保障」条項の新設が必要である。こども基本法第4条（国の責務）及び第5条（地方自治体の責務）により、第3条の基本理念にのっとり、子どもの権利を具体的に実施する責務を国及び地方自治体は負っているので、学校教育法第11条の改正に取り組むことを求められていると考える。

◎こども基本法（基本理念）3条

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉に係る権利が等しく保障さ

れるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

3 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接に関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

5～6 （省略）

ii , 国は、上記(10)「教育振興基本計画」(目標2 豊かな心の育成【基本施策】○子供の権利利益の擁護・40 頁参照)において明確に「・児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利等の理解促進や人権教育の推進、子供が安心して学べる環境の整備などに取り組むなど、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組む。」と定めている。

政府が教育基本法第 17 条に基づき閣議決定し作成した「教育振興基本計画(上記・目標 2 の基本施策等を含む)」は、具体的に実施することが求められており、さらに同法第 18 条に基づき、同基本計画の内容を実施するためには法令の制定が必要であると定めている(日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』498 頁(4 教育振興基本計画と法令制定の必要性)・学陽書房・2021 年・参照)。

◎「教育基本法第 18 条・この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。」

よって、学校教育法第 11 条の「校長・教員の懲戒権」規定は、この基本計画と相容れない内容であり、子どもの権利を侵害する根拠となっている。このような第 11 条の懲戒権の運用の現状と基本計画(目標 2・基本施策)とは矛盾しており齟齬が生じていると考えるので、この矛盾を是正し、同基本計画の内容を実施するためには、第 11 条の「校長・教員の懲戒権」の条文を削除し、新たに「児童生徒等の権利を保障する等」の条文を追加する等の改正が求められていると考える。

2. 教員による児童生徒への暴言・体罰等暴力防止及び第三者による調査・検証に関する制度の確立について

(1) 安全に教育を受ける権利について

そもそも児童生徒は、憲法第 11 条基本的人権、第 13 条(幸福追求権)による「生命・身体を害されない権利」、第 26 条 1 項・教育を受ける権利(学習権)に含まれる「安全に教育を受ける権利」等を享有し保障されている。

さらに学校設置者・学校・校長は、教育基本法 4 条 2 項・6 条 2 項前段・学校保健安全法(以下「安全法」という。)第 26 条～30 条により、児童生徒に対する安全配慮義務を負っている。

① 安全法第 26 条(学校安全に関する学校の設置者の責務)

② 安全法第 27 条(学校安全計画の策定等の学校の責務)

③ 安全法第 29 条(危険等発生時対処要領(危機マニュアル)の作成等の学校等の責務)

(2) 学校保健安全法による「学校事故対応に関する指針」について

文部科学省は、児童生徒の命や心身等の安全を確保するための安全法における地方公共団体の責務・学校設置者の責務・学校における危機管理マニュアルの策定等について、平成 28 年 3 月に「学校事故対応に関する指針」（以下「旧・指針」という。）をまとめている。なお、令和 6 年 3 月に「旧・指針」は改訂されている。

旧・指針 1 頁（はじめに）において「学校の管理下において事件・事故災害が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められます。」とその目的をまとめている。

また旧・指針 26 頁（まとめ）において「学校の安全を確保するに当たり、まずは、事件・事故等の発生を未然に防ぐこと（事前の危機管理）が重要です。万一事故が発生してしまった場合には、学校や学校の設置者は、事実をしっかり向き合い、事実を明らかにするという姿勢が重要です。そして、そこで明らかとなった事故の教訓を真摯に受け止め、今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かし、児童生徒等の安全確保の取り組みを徹底していくと同時に、被害児童生徒等の保護者に対しては、誠意をもって支援を継続して行くことが必要です。」と指針の基本的な考え方をまとめている。

(3) 第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日・以下「計画」という。）について

安全法第 3 条 2 項により策定された「第 3 次学校安全の推進に関する計画」（19～20 頁・(4)学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等）において「学校の管理下において事件・事故が発生した際、学校及び学校設置者には児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の取組など様々な取組が求められる。このため、国は平成 28 年 3 月に「学校事故対応に関する指針」を作成し、事案発生後に学校が主体となって行う調査や必要な場合に学校設置者が外部専門家を得て行う詳細な調査に関することを含め、再発防止や発生後の対応の指針を示している。国においては事故対応指針に沿った対応として、詳細な調査が行われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行っている。しかしながら、事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。」と指針の運用の問題点を指摘している。

このような指摘を受けて文部科学省は、「学校安全の推進に関する有識者会議」を設置し検討の結果を踏まえ、令和 6 年 3 月に「学校事故対応に関する指針」を「事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告の徹

底等が図られるよう具体的な方策を示し、組織的に事故の未然防止、事故発生時の適切な対応等を実効性をもって取組めるよう」に改訂している。

(4) 教員による児童生徒への暴言等の言動による不適切な指導（暴力行為）についての調査報告につて

学校事故においては、「安全法」・「指針」の規定により「事故等発生時における心のケア」を中心に、被害児童生徒への対応を定めており、また被害を受けた児童生徒等の保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）を速やかに行うとともに、児童生徒の特性（障害・慢性疾患等）にも十分に配慮して、被害児童生徒等及び保護者に寄り添い支援することが、学校関係者に求められている。

しかしながら、児童生徒への懲戒処分の手続きについて、法令上の規程及びガイドラインがない（上記 6 頁・(5)で引用した「旧・児童生徒指導提要」194 頁参照、同改訂版 103 頁参照）ので、違法な懲戒処分・不適切な指導を受けた児童生徒が、これに異議の申立て及び第三者による検証を求める制度がないのが現状である。

既に「いじめ防止対策推進法」の「いじめの調査」「いじめ重大事態の第三者調査（いじめの重大事態の調査のガイドライン）」、「学校事故対応に関する指針」の基本調査・詳細調査、「子供の自殺が起きたときの背景調査」の基本調査・詳細調査等の制度により、学校・教育委員会等の事実関係及び原因の調査責任は明確にされ、再発防止の提言を作成することになっている。

学校教育を定める教育基本法第 6 条 2 項前段では、「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、系統的な教育が組織的に行わなければならない。」とされており、学校教育において「子どもの安全を保障するため、一般的な意味での発達段階への配慮だけではなく、発達段階に応じた組織的な配慮が求められている。」ことから、学校教育において、一般的な「安全配慮義務」のみならず、組織的な「安全確保義務」が求められている（日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』198 頁（1「組織的な教育」における「安全確保義務」）・学陽書房・2021 年・参照）。

学校の設置者と児童生徒の保護者との関係は、「公法上の在学契約にあり、これに付随して、学校設置者（学校）は、信義則に基づき」、学校生活上の児童生徒の指導内容に関する情報は、保護者の求めに応じて（教育的配慮の下）、報告する義務がある」と考える（親の教育権としての情報請求権・知る権利）。

更に学校設置者（学校）は、「同様の義務（信義則上）から、学校生活上、児童生徒の身体・精神について、安全配慮義務を負っており、実際に学校で、児童生徒の身体・精神等に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合（児童生徒に被害が生じた場合・事故発生）は、安全配慮義務の履行の前提として、学校がその事態の状況やその原因、経緯等について調査を行い、保護者に報告するべきことは当然である」と考える（児童生徒の事故について、学校の義務としての調査・報告義務）。以上

【参考文献】

- (1) 大貫隆志編著「指導死」高文研・2013 年
- (2) 神原文子・田村公江・中村哲也編「みんなで考えよう！体罰のこと」（講演・内海千春・なぜ学校で体罰が起きるのか、どうすればなくせるのか・自死遺族であり教員でもあった立場から体罰を考える）解放出版社・2024 年
- (3) 講演者・米田修、大貫隆志「2023 年 12 月 2 日基調講演録・学校教育に懲戒権は必要なのか」一般社団法人ここから未来 KeynoteNo.6
- (4) 米田修「学校安全コーナー・「学校教育法第 11 条・教員等による児童生徒への懲戒権の規定の改訂を求めて」季刊教育法・2023 年 9 月・218 号
- (5) 今井聖「子どもの自殺問題の社会学」勁草書房・2025 年
- (6) 太田和敬「学校教育法懲戒規定の検討」・人間科学研究・文教大学人間科学部・第 34 号 2012 年・11～36 頁
- (7) 兼子仁「教育法（新版）」有斐閣・1973 年
- (8) 川原茂雄「子どもの権利条約と生徒指導」明石書店・2023 年
- (9) 川上康則「教室マルトリートメント」東洋館出版社・2022 年
- (10) 喜多明人・森田明美・広沢明・荒巻重人編「逐条解説 子どもの権利条約」日本評論社 2009 年
- (11) 国際人権法政策研究所編（ミック・ベルハイド著）「注釈・子どもの権利条約 28 条・教育についての権利」現代人文社・2007 年
- (12) 坂田仰「学校と法」放送大学振興会・2024 年
- (13) 下村哲夫「懲戒権と教育権」（真野宮雄編著・教育学研究全書 6 「教育権」150～177 頁）第一法規・1976 年
- (14) 住友剛「新しい学校事故・事件学」子どもの風出版会・2017 年
- (15) 鈴木麻里子ほか「近代公教育の陥穽」―「体罰」を読み直す―流通経済大学出版会 2015 年
- (16) 利谷信義「親と教師の懲戒権」日本教育法学会年報第 4 号・191～201 頁・有斐閣・1975 年
- (17) 南部さおり「反体罰宣言」春陽堂書店・2019 年
- (18) 日本教育法学会編「コンメンタール教育基本法」学陽書房・2021 年
- (19) 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編著「子どもの権利ガイドブック」明石書房 2024 年
- (20) 結城忠「生徒の法的地位」教育開発研究所・2007 年